

中国・四国ブロック災害時支援実施要領

1 目的

「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」（以下「ブロックルール」という。）に基づく下水道対策本部の活動を円滑に実施するため、本要領を予め定める。

2 下水道対策本部の設置

ブロックルール第6に基づく対策本部を設置した場合の構成員への連絡は、様式1（ブロックルール別紙2を準用）により行う。

3 下水道対策本部への参集依頼

ブロックルール第6に基づく対策本部員への参集依頼は、ブロックルール第9に基づく総合調整の上、様式2（ブロックルール別紙3を準用）により行う。

4 支援の要請

ブロックルール第3に基づくブロック内自治体からの支援要請は、様式3により行い、対策本部長は、様式4により構成員等へ報告する。

5 支援活動可能体制の報告依頼

ブロックルール第10（1）に基づく対策本部長からの依頼は、様式5により県を經由して行う。

6 支援活動可能体制の報告

ブロックルール第10（2）に基づくブロック内自治体からの報告は、様式6により所管する県に行い、対策本部員の県下水道所管課長は、自らも含めた所管する自治体の回答をとりまとめて、様式7により対策本部長へ報告する。また、対策本部長は取りまとめ結果を様式8により、対策本部員等へ報告する。

7 支援体制調整結果の連絡

ブロックルール第10（3）に基づく連絡は、様式9により行う。

8 他ブロック等からの支援要請

ブロックルール第20に基づき、他ブロックの下水道対策本部から支援要請を受けた幹事課長がブロック内自治体に報告を求める場合は、第5項から第7項を準用する。

9 支援の文書による要請

支援を受ける自治体は、応援自治体へ災害対策基本法の規定に基づき、「下水道事業における災害時支援に関するルールの解説（公益社団法人日本下水道協会 令和2年12月改

定) 」を参考に文書で要請する。

10 応援隊の取りまとめ報告

ブロックルール第15(2)に基づく報告は、各自治体から応援隊の出発の際に、所管する県に対して様式10により行い、所管する県は対策本部長に対して様式11により報告を行う。対策本部長は、とりまとめ結果を様式12により対策本部員等へ報告する。

11 対策本部の解散

ブロックルール第21項に基づき、対策本部を解散する場合は、様式13により対策本部員等へ報告する。

12 連絡等の方法

連絡等は、主に電子メールにより行い、これにより難しい場合は、電話やファクシミリ等、通信可能なもので行う。なお、実施にあたっては下記の点に留意すること。

- (1) タイトルの先頭に、送信者の機関名を【 】書きで記載すること。
- (2) 処理した者の氏名及び連絡先が分かるように記載すること。
- (3) 受信確認の返信を必須とし、一定期間返信がない場合は対策本部から電話で受信確認を行うこと。
- (4) 対策本部事務局から対策本部員への連絡等は、「中国・四国ブロック災害支援本部連絡員名簿」に記載した連絡用E-mailアドレスへ、一斉送信により行う。
- (5) 対策本部員を除くブロック内自治体への連絡等は、所管する県が行う。
- (6) 他ブロック幹事都道府県への連絡等は、幹事県が行う。
- (7) 電話やファクシミリ等を用いる場合は「中国・四国ブロック災害時支援連絡網」(以下、「連絡網」という。)により行う。
- (8) 上記までに想定している連絡手段による連絡が不能である場合は、対策本部事務局へ連絡することとする。

13 添付資料

- (1) 様式1 下水道対策本部の設置報告
- (2) 様式2 下水道対策本部への参集依頼
- (3) 様式3 ブロック内被災自治体の県への支援要請
- (4) 様式4 対策本部長からの支援要請状況の報告
- (5) 様式5 ブロック内自治体への支援可能体制報告依頼
- (6) 様式6 ブロック内自治体からの支援活動可能体制報告
- (7) 様式7 下水道対策本部への支援活動可能体制の県内取りまとめ報告
- (8) 様式8 対策本部からの支援活動可能体制ブロック内取りまとめ報告
- (9) 様式9 対策本部からの支援活動調整結果報告
- (10) 様式10 所管する県内自治体からの応援出発報告
- (11) 様式11 対策本部員（県）からの応援隊出発報告
- (12) 様式12 対策本部からの応援隊出発とりまとめ報告
- (13) 様式13 下水道対策本部の解散報告
- (13) 参考様式 災害対策基本法に基づく応援要求
- (15) 別紙1 中国・四国ブロック災害時支援に関する業務フロー（参考）
- (16) 別紙2 中国・四国ブロック災害時支援 各種要請・様式送受信対応一覧表

令和7年2月12日 決定